

児童手当が変わります

令和6年10月(12月定期支払)から児童手当の制度が変わります。
※支給にあたっては、**申請が必要な場合と不要な場合**があります。
必ず裏面をご確認ください。

1 変更内容

①支給対象年齢拡大

18歳まで(平成18年4月2日以降生まれ)の児童がいる全世帯が対象となります。

②所得制限撤廃

上記①に該当する全世帯が児童手当の対象となります。

③多子加算の拡充

第3子以降の児童は児童1人あたりの支給額が**一律3万円**となります。

④算定児童の年齢拡充

算定児童が**18歳～22歳(平成14年4月2日生まれから平成18年4月1日生まれ)の児童**となります。

※算定例

児童年齢	算定	支給金額(円)	児童年齢	算定	支給金額(円)
21歳	第1子	対象外	23歳	対象外	対象外
16歳	第2子	10,000	16歳	第1子	10,000
10歳	第3子	30,000	10歳	第2子	10,000

⑤支給月の変更

児童手当の支給月が**2月、4月、6月、8月、10月、12月**となります。

2 支給額

児童の年齢	支給金額(1人あたりの月額)	
	第1子・第2子	第3子以降
3歳未満	15,000円	30,000円
3歳～高校生	10,000円	

3 申請受付

申請期限：**令和6年10月末まで**

受付窓口：本巢市役所 福祉支援課 子育て支援係



令和6年10月末までの申請で12月の定期支払から支給できます。

なお、申請期限を過ぎても**令和7年3月31日**まで(必着)の申請で令和6年10月分から遡って支給することが可能です。

令和7年4月1日以降の申請となる場合は、申請月の翌月分からの支給となります。

児童手当制度改正 手続き要否フローチャート

以下のご質問に「YES」または「NO」でお答えください。

現在、本巣市から児童手当の支給を受けていますか。

※勤務先から児童手当の給付を受けている公務員の方は勤務先で手続きしてください。

YES

高校生以上(平成14年4月2日生まれから平成21年4月1日生まれ)のお子さんがいますか。

※高校生年代(平成18年4月2日生まれから平成21年4月1日生まれ)のお子さんと別居している場合は別居監護手続きが必要となります。福祉支援課までお問合せください。

YES

大学生年代(平成14年4月2日生まれから平成18年4月1日生まれ)のお子さんから年齢順に1人目、2人目と数えたとき、高校生以下のお子さんが3人目以降となりますか。

※大学生年代のお子さんがいない場合は「NO」とお答えください。

YES

額改定の手続きが必要です

※本巣市ホームページから申請書類をダウンロードできます。

※窓口で手続きをする場合は児童の個人番号が分かる物(マイナンバーカード、通知カード等)を必ず持参ください。

NO

原則、手続きは不要です

※12月の定期支払から支給額が変更となります。

※大学生、高校生年代のお子さんがおらず中学生以下のお子さんが1人または2人の場合、支給額に変更はありません。

NO

認定請求の手続きが必要です

①、②、③は必須書類となります。④、⑤は該当する方のみ提出ください。

【提出書類】

- ①児童手当認定請求書
- ②請求者および配偶者の健康保険証のコピー
- ③振込を希望する口座が分かる通帳見開きページまたはキャッシュカードのコピー
※口座名義が認定請求者と同じであること。児童、配偶者等の名義の口座は不可。
- ④監護相当・生計費の負担についての確認書
※大学生年代の児童から数えて児童が3人以上いる場合のみ必要です。
※大学生年代の児童がいない場合や、児童が1人または2人の場合は必要ありません。
- ⑤別居監護申立書
※高校生年代以下の児童と別居している場合のみ必要です。

〒501 - 0491

岐阜県本巣市早野255番地

本巣市役所 福祉支援課 子育て支援係

☎058 - 323 - 7752